

敷網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
めじか棒受網漁業	熊野川河口の中間点南東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。	5月1日から11月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	熊野市に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
	熊野川河口の中間点南東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。	7月1日から10月31日まで				北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
さんま棒受網漁業	熊野川河口の中間点南東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。	10月20日から翌年5月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	熊野市に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者 志摩市大王町、同市志摩町、同市浜島町、度会郡南伊勢町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町に住所を有する者であって、平成22年5月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
あじ棒受網漁業	三重共第150号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	熊野市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、共同漁業権内での操業の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
めじか棒受網漁業	(熊野市) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域 2 度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線と神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 3 神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線、神須の鼻のズロウを中心とする半径1,500メートルの円弧及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域 4 熊野市波田須町矢口鼻と同町獅子ヶ島北端を結んだ直線、同島南端南南東の線及び熊野川河口の中間点南東の線により囲まれた海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 5 5月1日から6月30日及び11月1日から11月30日の間における度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線と神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線との両線間における海域及び志原川河口右岸から真方位106度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における海域 (北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域	1 集魚に使用する電球の総容量は10キロワット以下でなければならない。 ただし、使用する電球がLED電球の場合、総容量は7キロワット以下でなければならない。 2 10キロワット以上の発電機を装備する漁船については、集魚灯へ電力を供給する配線に10キロワット以下の過負荷継電器（ブレーカー）を取付けて操業しなければならない。 3 水中灯を使用して操業を行ってはならない。
さんま棒受網漁業	(熊野市) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 志摩市大王町大王埼正東の線以北の海域 2 志摩市大王町大王埼正東の線と神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 3 神須の鼻のズロウから真方位110度10分の線、神須の鼻のズロウを中心とする半径1,500メートルの円弧及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域 4 熊野市波田須町矢口鼻と同町獅子ヶ島北端を結んだ直線、同島南端南南東の線及び志原川河口右岸から真方位106度10分の線により囲まれた海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 5 志原川河口右岸から真方位106度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から9,000メートル以内の海域 6 5月1日から5月31日までの間における度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域 (志摩市大王町、同市志摩町、同市浜島町、度会郡南伊勢町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、尾鷲市、南牟婁郡御浜町又は同郡紀宝町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 志摩市大王町大王埼正東の線以北の海域 2 志摩市大王町大王埼正東の線と志原川河口右岸から真方位106度10分の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から5,500メートル以内の海域 3 志原川河口右岸から真方位106度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から9,000メートル以内の海域 4 5月1日から5月31日までの間における度会郡大紀町平瀬島頂上南東の線以北の海域	1 集魚に使用する電球の総容量は10キロワット以下でなければならない。 ただし、使用する電球がLED電球の場合、総容量は7キロワット以下でなければならない。 2 10キロワット以上の発電機を装備する漁船については、集魚灯へ電力を供給する配線に10キロワット以下の過負荷継電器（ブレーカー）を取付けて操業しなければならない。 3 ライト作業灯を集魚に使用して操業を行ってはならない。
あじ棒受網漁業	定めず	1 集魚に使用する電球の総容量は10キロワット以下でなければならない。 ただし、使用する電球がLED電球の場合、総容量は7キロワット以下でなければならない。 2 10キロワット以上の発電機を装備する漁船については、集魚灯へ電力を供給する配線に10キロワット以下の過負荷継電器（ブレーカー）を取付けて操業しなければならない。